



2008年1月7日
株式会社アソシア

家財総合保険の販売開始

株式会社アソシア（本社：東京都千代田区 代表取締役：本間 貫禎）は、2008年1月7日より「家財総合保険」の販売を開始します。

【 家財総合保険の概要 】

「家財総合保険」は、火災・風災・水災・盗難等をはじめとするさまざまな事故により家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。また、事故による借用住宅の損害を賃貸借契約に基づき修理した場合、貸主への賠償責任や日常生活における他人への賠償責任を負担した場合にも保険金をお支払いする、賃貸住宅にお住まいの方のための保険です。

【 家財総合保険の特長 】

1. 充実した補償

下記の4つの補償がセットになっています。

家財の補償

借家人賠償（賃貸借契約に基づく借用住宅に関する家主様への賠償）

修理費用（ 以外で家主様との賃貸借契約による修理費用）

個人賠償（入居者本人またはご家族による日常生活または借用住宅に関する賠償事故の補償）

2. 新価実損払い方式

家財の事故は、時価ではなく再調達価額（新価）をもとにした実損害を保険金として支払います。（比例てん補は行いません。）

【 商品の構成 】

必ず、家財担保基本特約、修理費用担保特約、借家人賠償責任担保特約、個人賠償責任担保特約をすべてセットで契約していただきます。

担保区分		補償の対象となる主な事故
基本契約	家財担保 基本特約	火災、落雷、破裂・爆発 風災、ひょう災、雪災（20万円以上の損害の場合） 外部からの物体の落下、飛来、衝突 給排水設備からの漏水 盗難（家財50万円・現金20万円・預貯金証書50万円限度。警察への届出が必要。） 持ち出し家財の事故 水災（損害の程度に応じて支払額が異なります） 臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、損害防止費用保険金
	修理費用 担保特約	借用住宅に下記の事故で損害が生じた場合で、家主との契約により自己の費用で修理したとき ・上記 ~ の事故（ については損害額の条件はありません）
追加契約	借家人賠償責任 担保特約	借用住宅に下記の事故で損害が生じた場合で、家主に対して賠償責任が発生した場合 ・火災、破裂・爆発、給排水設備からの漏水
	個人賠償責任 担保特約	被保険者（被保険者本人および家族）が、住宅の使用・管理または日常生活に起因して、偶然な事故により、他人の身体・財物に損害を与え、損害賠償責任を負ったとき。

✂ 保険金の支払額は、基本契約と追加契約ごとに合計 1,000 万円が限度です。

✂ 他の保険契約・共済契約がある場合、保険金は按分して支払います。

【 会社概要 】

弊社は、「共済が担ってきた社会的役割を継承し、保険業法で定められた法令に則り業務を整備し、保険業の社会性、公共性を認識し、保険契約者等の保護を念頭に置き、健全で効率的な事業運営を行う」という設立意趣および経営方針にご賛同いただいた特定保険業者の共同出資により設立いたしました。

商号	株式会社アソシア
所在地	東京都千代田区九段北三丁目 2 番 2 号
設立	2007 年 4 月 27 日
登録番号	関東財務局長（少額短期保険）第 11 号
登録年月日	2007 年 12 月 28 日
資本金	2 億円
代表取締役社長	本間 貫禎
ホームページ	http://www.associa-insurance.com

【 お問い合わせ先 】

お客様サービスセンター Tel : 03 (3265) 7823 Fax : 03 (3265) 9291